

# 年内の接種に向け間隔の短縮検討

国は、年末年始の新型コロナ流行をにらみ、2回目接種を終えた12歳以上の全員を対象とするオミクロン株対応ワクチン接種を、希望者が年末までに受けられるよう、10月下旬までに接種間隔を5カ月から短縮することを検討しています(10/14時点)。市では、接種する機会を増やすために、集団接種の日程を11月から週4回に増やします。  
最新の情報は市ホームページでご確認ください。

市新型コロナワクチン  
コールセンター  
Tel.0120-090-555



## オミクロン株対応分は1人1回限り

オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは、1人1回まで。例えば、3回目接種が同ワクチンとなる人は、4回目以降の接種はありません。  
なお、3回目以降の接種は既にオミクロン株(BA.1)対応ワクチンに切り替わっていて、さらに、10月下旬以降、BA.4/5対応ワクチンに順次切り替えを行っています。

## 接種時期までに接種券を送付

市では、3～5回目の接種券を接種が可能となる日の数日前までに届くよう順次送付します。接種券が届かない場合や紛失した場合、市新型コロナワクチンコールセンターへご連絡ください。

接種券が手元にある人は…

3・4回目の接種券を未使用の場合は、そのまま使用してください

再送しません

## 接種体制

	集団接種 (3～5回目を対象)	個別接種 (1～5回目を対象。 ただし1・2回目は一部 医療機関だけ)
場所	グリーンプラザ たかつき 1号館3階	市内医療機関 約190カ所
種類	ファイザー社 BA.4/5 (12歳以上) ※供給状況により変更する場合あり	ファイザー社 BA.4/5 (12歳以上)
日時	11・12月 (年末は12/26月まで) 金・土・日・月曜 平日13:00～21:00 (予約枠は20:00まで) 土日9:00～17:00 (予約枠は16:00まで)	最新の医療機関一覧は、市ホームページへ ※接種券と同封の医療機関一覧から変更の場合あり

週4日に  
拡大

※1・2回目は従来ワクチンか武田社(ノババックス)を使用

従来ワクチンの供給が年内で終了

## 1・2回目接種がまだの人 オミクロン株対応ワクチンの接種不可に

1・2回目接種に使用している従来ワクチン(※)は、年内で国からの供給を終了する予定です。また、薬事承認に基づき、オミクロン株対応ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。

1・2回目接種がまだの人で、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望する人は、まずは1・2回目接種を年内に完了してください。

※新型コロナの従来株に対応したワクチン。ファイザー社、モデルナ社、武田社(ノババックス)のいずれか

6カ月～4歳の  
接種を開始



45ページに関連記事

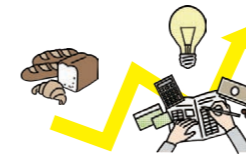
# 住民税非課税世帯などへ5万円

特に物価高の影響が大きい住民税非課税世帯などへ、1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金を給付します。

住民税非課税世帯等に対する  
給付金コールセンター  
Tel.0120-380-090

同給付金は、電力やガス、食料品などの価格高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯などを支援するために、国が給付するものです。

対象となる右記①の世帯へは市から申請書を送付します。②の世帯は自身で申請書を取り寄せる必要があります(右下★除く)。①②いずれも、来年1/31(火)までに申請してください。



対象

### ①住民税非課税世帯

世帯全員(令和4年9/30時点)の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税均等割が免除されている世帯と生活保護受給世帯を含む)

申請 11月中に市から送付する申請書などを返送  
※DVなどで住民票を移さず、本市で生活している人など11月中に申請書が届かない場合は、上記コールセンターへ

### ②家計急変世帯

上記①以外で予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申請 市ホームページで申請書をダウンロードまたは、上記コールセンターから申請書を取り寄せて申請

★令和4年度の新型コロナの影響による家計急変世帯への給付金を受給済みの世帯には、市から申請書を送付

※①②いずれも住民税が課税されている人の扶養親族だけの世帯など除く

## 自転車事故を防ぐ

# 自分の運転を見直そう

11月は「自転車マナーアップ強化月間&駅前放置自転車クリーンキャンペーン」です。交通ルールを見直して、自転車の安全運転に努めましょう。

感染リスクを減らす行動の一つとして、自転車の利用が社会全体に広がっています。自転車がますます生活に欠かせなくなる一方、市内の交通事故の約32%は自転車によるものです。

自転車事故を防ぐためには、一人一人が交通ルールを守り、安全運転を心掛けることが重要です。右のチェックリストを参考に、自分は正しく自転車に乗ることができるか、振り返ってみましょう。

### あなたの運転は大丈夫?

チェックリスト

- 車道の左側を通行している
- 歩道は通行しない  
※自転車は車道が原則、歩道は例外(右下★)
- 自転車用ヘルメットを着用している
- 駐輪場に止めている

短時間でも駐輪場を利用しよう



★自転車が歩道を走れる例外は  
・13歳未満または、70歳以上  
・自転車通行可の標識があるときなど